(Date mailed: May 29, 2007)

P1692
7/30

拒絶理由通知書
(OFFICE ACTION)

(Application number: 2002-296599 JP)

特許出願の番号	特願２００２－２９６５９９
起案日	平成１９年　５月２２日
特許庁審査官	竹中　辰利　　９１９７　５Ｃ００
特許出願人代理人	伊藤　進　様
適用条文	第２９条第２項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から６０日以内に意見書を提出して下さい。

理　由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

記　　（引用文献等については引用文献等一覧参照）

【請求項１－５】

引用文献１－３

備考

複数の任意の再生時間位置それぞれに、所望の画像データをリンクさせた音声データを処理することが可能な情報処理装置において、

選択された音声データにリンクされた画像データの再生時間位置情報を表示する表示領域を有する位置情報表示手段と、

音声データにリンクされていない画像データを表示する画像データ表示手段と、

上記音声データにリンクされていない画像データの中から所望の画像データを選択し、上記表示領域中に挿入する挿入手段と、

上記挿入が行われた上記表示領域中の位置に対応した上記選択された音声データの再生時間位置に、上記選択された画像データをリンクさせるリンク手段と、

を具備することを特徴とする情報処理装置

は当業者が容易に想到しうる事項である。

引用文献１の２－３ページ、引用文献３の【００４８】－【００５５】には、複数の任意の再生時間位置それぞれに、所望の画像データをリンクさせた音声デ

ータを処理することが可能な情報処理装置において、
選択された音声データにリンクされた画像データの再生時間位置情報を表示する表示領域を有する位置情報表示手段と、
上記音声データにリンクされていない画像データの中から所望の画像データを選択し、上記表示領域中に挿入する挿入手段と、
上記挿入が行われた上記表示領域中の位置に対応した上記選択された音声データの再生時間位置に、上記選択された画像データをリンクさせるリンク手段と、
を具備することを特徴とする情報処理装置
が記載されている。
引用文献２【００１９】－【００３０】には、
上記音声データにリンクされていない画像データの中から所望の画像データを選択し、上記表示領域中に挿入する挿入手段
が記載されている。
よって、上記構成は引用文献１－３から、当業者が容易に想到しうる事項である。

拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

引　用　文　献　等　一　覧　(cited references)

１．特開平０１－１０２７９１号公報　JP 01-102791 A
２．特開２００１－２１８１６０号公報　JP 2001-218160 A
３．特開平１１－０６９２９０号公報　JP 11-069290 A

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野　ＩＰＣ第７版　Ｈ０４Ｎ５／７６－５／９５
Ｈ０４Ｎ９／７９－９／８９
ＤＢ名
・先行技術文献
この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。

特許審査第四部　映像機器　審査官　竹中　辰利
ＴＥＬ．０３（３５８１）１１０１　内線３５３９
ＦＡＸ．０３（３５０１）０７１５